

2010年6月8日
三菱電機 佐藤行弘

IFRSに関する欧州調査報告

1. 調査訪問企業

2010年3月26日から4月2日にかけて、フランス、ドイツ及びイギリスを訪問し各国の主要企業、政府機関、証券取引所などで聞き取り調査を行なった。特に製造業については以下の企業を訪問した。

フランス：アルカテル・ルーセント社、ルノー社

ドイツ：ダイムラー社、ボッシュ社、MAN社、シーメンス社、EADS社

2. 欧州でのIFRS適用状況

(1) 製造業の対応

- ・ 開発費の資産計上: 資産計上開始・終了のタイミングや数値基準を各社独自に設定しており、各社の合理的な判断に基づいた会計処理が行なわれている。(ルノー社は開発費総額の50%、MAN社は同5%を資産計上している。)
- ・ 借入費用の資産計上: 合理的と考えられる範囲内で比較的高い閾値を各社独自に設定しており、重要性のある案件についてのみ基準で求められる会計処理が行なわれている。
- ・ 収益認識: 製品引渡し時に顧客から受領書を受け取ることはせず、製品が引渡し場所に到着した時点で収益を認識したり、出荷時点で収益を認識しつつも、期末日前の数日間は出荷を行わず、実質的に引渡し時点で収益を認識するということが行なわれている。
- ・ セグメント情報の開示: ルノー社では自動車と金融の2区分のみとなっており、細かい区分は行なわれていない。
- ・ 有形固定資産の減価償却: コンポーネントごとの細分化によって重要な違いが生じないため、税法上求められる比較的粗い区分に準拠している企業もあった。
- ・ 連結対象範囲: 連結消去後の売上高及び棚卸資産が一定金額以下の子会社は連結対象外としている企業もあった。
- ・ 収益認識 (MOU項目): 特に製品保証の取扱いや、工事進行基準の適用可能範囲について懸念を持っている企業が多くあった。
- ・ 直接法によるキャッシュフロー計算書の表示 (MOU項目): 技術的・システムの対応が極めて困難であり、多額の費用を要するため、多くの企業は強く反対していた。

(2) 各訪問先での意見

- ・ 包括利益: 殆どの訪問先においてネガティブな意見であった。業績指標としての有用性は高くなく、特に関心を持っていないという意見が支配的であり、社長に包括利益を理解させることは難しいとする企業もあった。

3. 証券取引所でのIFRSの取扱い

欧州では、実際には全ての上場企業がIFRSの適用を求められるわけではない。「EU規制市場」と「取引所規制市場」という区分が存在し、「EU規制市場」についてはIFRSが必須であるが、主に新興企業が上場している「取引所規制市場」については、証券取引所がどの会計基準を認めるのかを決定している。

- ・ ドイツ証券取引所

3つの上場区分が設けられており、IFRSの適用が求められているのは「EU規制市場」に上場している企業のみである。取引所規制市場では、自国基準もしくはIFRSの適用が容認されている。

- ・ NYSE ユーロネクスト・パリ

ドイツ証券取引所と同様に3つの上場区分が設けられており、IFRSの適用が求められているのは「EU規制市場」に上場している企業のみである。取引所規制市場では、自国基準もしくはIFRSの適用が容認されている。

4. 個別財務諸表の取り扱い

- ・ ドイツ

企業会計近代化法（BilMoG）が本年1月に施行され、ドイツ基準をIFRSに近づける努力が行われたが、議会の反対などにより「IFRS化」は限定的であり、ドイツ基準は従来どおり保守性を維持しているとの見方が一般的である。

ドイツ連邦政府は、IFRSに基づく財務諸表の目的はあくまでも投資家に対する情報開示であり、ロンドンに拠点を置く民間機関の設定する会計基準であるIFRSに基づいて、配当計算や課税所得計算、また債務超過の判定を行なうことはないという考え方を保持している。今後とも、国家主権に係わる問題として自国基準を堅持していくとの見解であった。

- ・ フランス

個別財務諸表は主として課税所得計算を行なうために利用されているため、IFRSの個別財務諸表への適用は課税ベースを大きく変え、税を巡る大きな論争の引き金になることが懸念されるため、自国基準は堅持するという印象を強く受けた。

5. 四半期報告制度、内部統制報告制度

欧州では、日本が導入したような四半期報告制度や内部統制報告制度は存在していない。

- ・ 四半期報告制度については、EUの「透明性指令（Transparency Directive）」により定性的かつ限定的な開示が求められているのみで、監査はもちろん、レビューも行われていない。証券取引所やアナリストからも、企業負担や情報開示の点から不要との見解が聞かれた。

- ・ 内部統制報告制度については、米国のSOX法第404項に相当する規制を導入した国は、欧州には一カ国もない。企業会計近代化法（BilMoG）が施行されたドイツでも、必要であるのは内部統制とリスク管理システムの記述のみであり、当然に監査は求められていない。

6. 感想

- ・ ドイツ、フランスの各企業は、IAS時代からの歴史もあり、IFRSの適用にあたり弾力的でかつしたたかな運用を行なっていた。ドイツ、フランスともに、伝統的な商法典（会社法）と税法がしっかりと確立されており、税は国家主権に係わる問題との意識が根底にあるが、これが結果的に自国企業の体質を強化する機能として作用しているのではないかと推測する。

- ・ 一方、企業、とりわけ現場と多くの従業員を抱える製造業は、IFRSの資産・負債アプローチや見積・予測の影響を原則主義のもとで極力低減するような弾力的な対応を行なっており、またこれが自国基準と融合しドイツとフランスにおいて多くの競争力のある製造業が育っているとの印象を持った。